

公立大学法人愛媛県立医療技術大学研究費取扱要領

平成22年4月1日

第1 支出の基準

研究費は、それぞれの研究に直接必要な経費のみを支出の対象とし、適正な金額で使用しなければならない。

第2 研究費の支出対象とすることのできる経費

(1) 実験、研究等研究活動を推進していく上で不可欠な経費

実験、研究用の図書、雑誌類、機械器具類、薬品類、文房具類、研究参加等経費、資料整理等研究補助賃金等

(2) 上記(1)で購入した物品等を収納するため必要とする棚台類及び箱庫類を購入する経費

実験、研究用の図書、雑誌類、機械器具類、薬品類、文房具類等の購入に付随してそれらを収納するため当然必要とする書架、雑誌架、ファイリングキャビネット、カードキャビネット、物品棚、保管庫等

(3) 研究活動を推進していく上で、常時必要とする一般機械器具類を購入する経費

製本機、裁断機などの一般機械器具類及び脚立、手押車などの図書管理用器具類等

(4) 研究活動を推進していく上で必要な切手代、印刷費、修理費、印刷製本費等

第3 研究費の支出対象から除くことを原則とする経費

(1) じゅうたん、カーテン、ブラインド、クーラー、扇風機、ストーブ等の環境改善のための器具類

(2) 施設の維持修繕及び改修工事等の建物等施設に関する経費

校舎維持管理費の性格を有するものであり、一般管理費、施設整備費等に計上すべきものである。

(3) 教員用の両袖机、脇机、更衣ロッカー及び椅子

一般管理的性格のものであり、大学全体として一定の基準のもとに整備していくべきもので、一般管理費として計上されるべきものである。

(4) 長テーブル、折たたみ椅子、ソファ等会議用什器類

研究活動を進めるなかで必要な物品であるが、大学全体として一定の基準のもとに整備していくべきものである。

(5) 時計（計測用のものを除く。）、掃除機、掲示板、黒板（特殊研究用黒板を除く。）、自転車、つい立、洗濯機等の一般管理器具類

(6) 瞬間湯沸器、ガス台、電気ポット、トースター、魔法びん、流し台、食器棚、電熱器、冷蔵庫等のちゅう房器具類

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。